

もりやま くらしの ガイドブック



滋賀県南東部に位置し、琵琶湖や乱舞するゲンジボタル、田園地帯に代表される自然豊かな景観をもつ「田園都市」守山。

医療機関や教育機関の充実、京阪神への利便性、活発な自治会活動など多くの魅力を活用し、「住みやすさ」と「活力」を兼ね備えた「住みやすさ日本一が実感できる守山」を目指しています。

守山市役所

〒524-8585
滋賀県守山市吉身二丁目5-22

電話 077-583-2525 (代表)
FAX 077-582-0539



The Garden City
つなぐ、守山

目次

暮らしの手続き・・・P1

生活・住まい・・・P5

福祉・・・P7

子育て・教育・・・P12

市税・・・P16

健康・・・P17

各種相談窓口・・・P18

この冊子は、転入時に必要となる主な手続き等を掲載したものです。ご利用いただける主なサービスや必要書類、お問合せ先の確認としてお使いください。



守山市PRキャラクター
モーリー



守山市公式ホームページ
QRコード

暮らしの手続き

市民課 電話：077-582-1122
FAX：077-583-9737

※FAX：令和5年8月14日以降は583-9738に変更

※ 氏名、住所変更の際は、マイナンバーカード（お持ちの方）の変更手続きも必要です

		必要書類	その他（届出期間等）
住所変更	転入（他市から守山市へ）	転出証明書、本人確認書類、マイナンバーカード（お持ちの方）	転入後 14 日以内
	転居（守山市内での住所変更）	本人確認書類、本市発行の国民健康保険証等、住所変更が必要な書類、マイナンバーカード（お持ちの方）	転居後 14 日以内
	転出（守山市から他市へ）		転出予定日の概ね2週間前～転出後 14 日以内
印鑑登録	印鑑の登録	登録する印鑑、 官公署発行の顔写真付きの本人確認書類、またはすでに守山市で印鑑登録されている人の保証書。	本人が顔写真のない証明書を持参された場合 または保証書がない場合は、本人宛に登録意思確認の照会書を郵送します。即日の登録はできません。 代理人申請の場合は、別途委任状および必要書類が必要で、本人宛に登録意思確認の照会書を郵送します。即日の登録はできません。
	登録印鑑の変更 カード紛失による再登録		登録情報を廃止し、再度登録の手続きが必要です。
戸籍の届出	子どもが生まれたとき	出生届書、届出人（父または母）の印鑑（任意）、母子健康手帳	生まれた日を含め 14 日以内
	家族が亡くなったとき	死亡届書、届出人（親族または同居者）の印鑑（任意）	死亡の事実を知った日から 7 日以内
	結婚するとき	婚姻届書、届出人の各々の戸籍謄本（市内に本籍がある人は不要）、本人確認書類、届出人（夫および妻）の印鑑（任意） ※氏名が変更する場合はマイナンバーカード（お持ちの方）	住所変更の手続きが必要な場合は、別途手続きが必要です。
証明書の発行	住民票の写しの発行	本人確認書類	本人、同一世帯以外の人からの請求は委任状が必要です。※利害関係人等の第三者請求の場合は市民課にお問い合わせください。
	戸籍謄(抄)本、除籍・改正原戸籍謄(抄)本の発行、戸籍の附票	本人確認書類	本人、同一戸籍、直系親族以外の人からの請求は委任状が必要です。（本籍地で発行）※利害関係人等の第三者請求の場合は市民課にお問い合わせください。

—暮らしの手続き—

	印鑑登録証明書の発行	印鑑登録証 または印鑑登録者本人来庁による交付 申請のみマイナンバーカード（お持ちの方）	印鑑登録証またはマイナンバーカード（お持ちの方）が必要です。 ※代理人が申請する場合は印鑑登録証が必要です。委任状は不要です。 ※マイナンバーカードで印鑑登録証明書を発行する場合、4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）が必要です。
	コンビニ交付サービス	マイナンバーカード	コンビニ証明発行用の4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書）の搭載されたマイナンバーカード（お持ちの方）が必要です。

申請はお済みですか？ マイナンバーカード

- 運転免許証などと同様に、公的な本人確認書類として使える！
- 住民票の写しや印鑑登録証明書等をお近くのコンビニで取得できる！
- 確定申告や引っ越し（転入予約・転出届）の際にオンライン申請ができる！
- 保険証としての利用ができる！（※別途利用申込手続きが必要です）



申請はカンタンです！

「地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト」より申請いただくか、市民課へお問合せください。



地方公共団体情報システム機構
マイナンバーカード総合サイト QR コード

—暮らしの手続き—

環境政策課

電話：077-584-4691
FAX：077-584-4818

(〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1番地1 交流拠点施設内)

		必要書類	その他（届出期間等）
飼い犬の登録	飼い犬の 転入手続き	犬の鑑札、愛犬カード	犬の鑑札を紛失された人は再発行（1,600円）の手続きが必要です。転出時は転出先自治体での手続きが必要です。 ※市役所市民協働課でも手続きができます。
	新規登録	登録手数料（3,000円）	死亡の際は、環境政策課までご連絡ください。 ※市役所市民協働課でも手続きができます。

支所の取り扱い業務

	所在地	連絡先	取り扱い業務
速野支所	水保町 2236 番地 ※ただし、速野支所は令和5年10月中（予定）まで改修工事を行っており、工事期間中は木浜町 1826 番地3（旧おうみ富士速野支店）へ移転しています。	電話：077-585-3953 FAX：077-585-5253	〔市民課（P1-2）の業務のうち〕 住所変更（外国人の異動を除く）、印鑑登録および印鑑登録証明書の発行、戸籍の届出、住民票の写し・戸籍謄抄本・税関係証明等の各種証明書の発行。本人通知制度の登録申込み。 〔ごみ減量推進課（P4）の業務のうち〕 ごみ袋・粗大ごみ処理券の販売、ゴミ・資源物カレンダーのお渡し、グリーン・おむつエフのお渡し
中洲支所	幸津川町 1043 番地の5	電話：077-585-2004 FAX：077-585-5252	

国保年金課

電話：077-582-1120 FAX：077-582-1138

※FAX：令和5年8月14日以降は583-9738に変更

		必要書類	その他（届出期間等）
国民健康保険	加入するとき	離職日または社会保険の資格喪失日の分かる書類等	変更があった日から14日以内 ※いずれの手続きにも、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。
	脱退するとき	・国民健康保険証 ・新たに加入された他の健康保険証	
後期高齢者医療	後期高齢者医療の各種申請	健康保険証等	75歳以上の人、一定の障害のある65歳から74歳までの人が対象です。

—暮らしの手続き—

		必要書類	その他（届出期間等）
国民年金	加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> 退職年月日のわかるもの 	変更があった日から 14 日以内 ※いずれの手続きにも、本人確認ができるもの、基礎年金番号がわかるものまたはマイナンバーのわかるものが必要です。
	配偶者の扶養からはずれたとき	<ul style="list-style-type: none"> 扶養からはずれた年月日のわかるもの 	
福祉医療費の助成	乳幼児	健康保険証	小学校就学前までのお子さま
	子ども ※通院・入院費	健康保険証	小学 1 年生から 6 年生までのお子さま ※令和 5 年 10 月診療分より中学 3 年生まで助成拡大
	中学生 ※入院のみ	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 入院にかかる領収書等 	中学生のお子さま ※令和 5 年 9 月診療分まで
	65～74 歳 低所得老人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 所得証明書 	65 歳以上 75 歳未満で世帯全員が住民税非課税の人が対象です。
	重度心身障害者（児） 重度心身障害老人	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、年金証書等 所得証明書 	65 歳未満で次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳 A1～B1、特別児童扶養手当証書 1～2 級 65 歳以上の後期高齢者医療制度の被保険者は上記に加え次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、障害年金 1～2 級受給者
	精神障害者（児） 精神障害老人 ※精神通院費のみ	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神科通院医療）受給者証 所得証明書 	精神障害者保健福祉手帳 1～2 級かつ自立支援医療（精神科通院医療）の受給を受けている人が対象です。
	母子家庭・父子家庭	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 所得証明書 	18 歳未満の児童（障害のある 20 歳未満の子）を養育する母または父
	ひとり暮らし寡婦	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 以前母子家庭であったことがわかる証明書等 所得証明書 	65 歳未満で、以前母子家庭だった人で、一人暮らしが 1 年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人
	ひとり暮らし高齢寡婦	<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 以前母子家庭であったことがわかる証明書等 所得証明書 	65 歳以上 75 歳未満で、以前母子家庭だった人で、一人暮らしが 1 年以上続いていて、今後も同じ状態が続くと見込まれる人

—生活・住まい—

ごみ減量推進課 電話：077-584-4692 FAX：077-584-4818

(〒524-0216 守山市環境学習都市宣言記念公園1番地1 交流拠点施設内)

	必要書類・その他（届出期間等）
家庭ごみの収集	<p>収集日は、ごみ・資源物収集カレンダーに掲載しています。</p> <p>分別方法の詳細は、守山市ごみ分別アプリをご覧ください。 分別アプリのQRコード</p> <p>なお、ごみ・資源物収集カレンダーごみ分別辞典でも確認いただけます。 iOS版 Android版</p> <p>※集合住宅にお住まいの人は、民間回収の場合がありますので、 管理会社に確認してください。</p>   <p>〈ごみ出しの基本ルール〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・守山市の指定袋に入れて出してください。・指定袋やエフには氏名を記入してください。 ・お住まいの地域で決められたごみ集積所に出してください。・ごみを分別して出してください。 ・資源物は資源物回収ボックスに出してください。・収集日の朝8時までに出してください。
ごみカレンダーの配布	収集日カレンダー、分別方法等を掲載しています。ごみ減量推進課（もりやまエコパーク交流拠点施設内）、各地区会館、駅前総合案内所、市役所市民協働課でもお渡ししています。
ごみ袋の販売、粗大ごみ処理券の販売	市内各指定店舗ならびに指定コンビニエンスストア、各地区会館、一部の自治会または、ごみ減量推進課（もりやまエコパーク交流拠点施設）、市役所市民協働課でも販売しています。
おむつエフ・グリーンエフ等の申込	<p>子育ておよび介護世帯の支援（おむつエフ）、緑化促進の推進（グリーンエフ）を目的とした手数料の免除制度です。</p> <p>※ごみ減量推進課（もりやまエコパーク交流拠点施設内）、各地区会館、駅前総合案内所、市役所市民協働課でもお渡ししています。</p>

水道サービスセンター 電話：077-582-1144 FAX：077-582-5780

	必要書類・その他（届出期間等）
上下水道使用の開始・中止 ・名義変更	3日前までに水道サービスセンターまでご連絡ください。
上下水道料金の検針とお支払方法	2か月に1回メーター検針を行い、月末に料金をお支払いいただきます。口座振替またはお送りする納入通知書にてお支払いください。
漏水や故障	蛇口やトイレの故障、水道メーター後の宅地内での水漏れは市指定工事店へ修理を依頼してください。※修理費用は使用者様のご負担となります。

施設工務課 電話：077-582-1128 FAX：077-582-5780

	必要書類・その他（届出期間等）
新築・改築時の給排水	市指定工事店へ依頼してください。
水洗化工事	<p>市指定工事店へ依頼してください。</p> <p>※水洗化の工事は供用開始から3年以内に行うよう義務付けられています。</p>

—生活・住まい—

消費生活センター (生活支援相談課内)

電話：077-582-1146
FAX：077-582-1138

	内 容
消費生活・多重債務相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する相談および多重債務の相談をお受けしています。

市民協働課 (市民生活に関すること)

電話：077-582-1148
FAX：077-583-3911

※FAX：令和5年8月7日以降は582-0539に変更

	内 容
主な業務内容	市政情報の伝達や、自治会活動に対する様々な支援などを行っています。

市民協働課 (協働推進に関すること)

電話：077-582-1149
FAX：077-583-4654

(〒524-0022 守山市守山二丁目16-45 守山市民交流センター内)

	内 容
国際交流・在住外国人支援	姉妹都市交流や、在住外国人に対する支援(翻訳・通訳の調整等)を行います。

危機管理課

電話：077-582-1119
FAX：077-583-5066

	内 容
主な業務内容	災害対策・防犯・交通安全に関する啓発などに取り組んでいます。 市民の皆様が安全で安心な生活を過ごせるために、災害、気象、行政、地震、防犯に関する各種情報を、メール機能を利用し配信しています。登録は無料ですので、ぜひご活用ください。

建築課

電話：077-582-1139
FAX：077-582-3284

※FAX：令和5年8月7日以降は582-6947に変更

	必要書類・その他(届出期間等)
市営住宅の申込み	入居募集については広報もりやまや市のホームページでお知らせします。入居資格等、詳細につきましては建築課へお問い合わせください。

—福祉—

<高齢者福祉>

長寿政策課

電話：077-584-5474

FAX：077-581-0203

		内 容	備 考
主な高齢者福祉サービス	緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に緊急通報装置を設置し、もしもの時に備えます。	高齢者福祉サービスは利用条件がありますので、利用を希望される場合は長寿政策課へお問合せください。
	紙おむつ費用助成券	在宅で要介護3・4・5の認定者で常時おむつを必要とする者に助成券を交付します。	
	配食サービス	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に昼食、夕食またはその両方を宅配することで食生活の改善と安否確認を行います。	
	GPS 機器購入費等補助	認知症等により行方不明の心配がある高齢者のためのGPS機器購入または賃貸にかかる初期費用を補助します。	

介護保険課

電話：077-582-1127

FAX：077-581-0203

		内 容	備 考
介護保険で利用できる 主なサービス	訪問介護（ホームヘルプ）	利用者の自宅をホームヘルパーが訪問して食事や排せつの介助を行ったり、掃除、洗濯等の家事を援助します。	介護サービスを利用するには「要介護認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。申請・相談は、介護保険課の窓口でできますのでご相談ください。
	通所介護（デイサービス）	通所介護施設で入浴や食事、機能訓練等を日帰りで行います。	
	施設サービス	介護保険施設に入所して介護を受けられるサービスです。（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等）	
	福祉用具貸与	介護度によってレンタルできない用具もありますが、歩行器、車いす、特殊寝台、スロープ等のレンタルができます。	
	住宅改修費支給	小規模な改修の費用を支給します。具体的には手すりの設置、段差解消のためのスロープの設置、和式便器から洋式便器の取り替え等が対象となります。	

—福祉—

守山市地域包括支援センター

電話：077-581-0330
FAX：077-581-0203

守山市南部地区地域包括支援センター

電話：077-585-9201
FAX：077-585-9202

守山市中部地区地域包括支援センター

電話：077-584-5519
FAX：077-584-5363

守山市北部地区地域包括支援センター

電話：077-516-4160
FAX：077-516-4080

	内 容
総合相談	高齢者の皆さんの心と身体の健康や、介護に関する相談をお受けしています。
権利擁護	虐待防止に関する相談や成年後見制度の利用支援を行います。
認知症初期集中支援事業	認知症に関する相談、啓発活動等を行っています。
行方不明高齢者等 SOS ネットワーク	高齢者や若年認知症の方が行方不明になられたときに、ご家族等の同意のもと、協力事業者、自治会や民生委員・児童委員等に情報提供を行い、早期発見・保護に努めるネットワークです。また市の安全・安心メールを用いて早期発見・保護に努めています。
出前講座	市内の自治会館、公民館で出前講座を行います。介護予防、在宅医療・介護、介護保険、エンディングノート等の内容について各分野の専門職による講話です。

在宅医療・介護連携サポートセンター

電話：077-581-0340
FAX：077-581-0203

	内 容
在宅療養支援	在宅医療・在宅看取りの推進、退院後の生活や在宅での療養生活に不安のある方への相談をお受けします。



—福祉—

〈障害福祉〉

障害福祉課

電話：077-582-1168

FAX：077-581-0203

		内 容	備 考
障害に関する手帳	身体障害者手帳	一定程度以上の永続する身体障害のある人に対し、本人または保護者の申請に基づいて県による審査（書類審査）を受け、身体障害者福祉法に定める身体障害者であることの証書として交付されるものです。	新規申請、再判定、再交付、住所・氏名の変更、返還の場合は手続きが必要です。詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。
	療育手帳	先天的または18歳以前に発生した知的障害のある人に対し、更生相談所等での判定に基づき交付されるものです。	
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する人のうち、精神疾患の状態とそれに伴う日常生活または社会生活への制約がある人が対象となります。初診から6か月以上経った日から申請が可能で、本人の申請に基づき、県が審査し、手帳の交付を行います。	
手当	特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度の障害のある人で、常時特別の介護を要する状態の人に対し支給されます。	受給要件、所得制限があります。詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。
	障害児福祉手当	20歳未満の重度の心身障害のある児童で、日常生活が著しく制限され介護を要する状態の人に対し支給されます。	
	特別児童扶養手当	在宅で20歳未満のおおむね中度以上の心身障害のある児童を養育している人に対し支給されます。	

—福祉—

		内 容	備 考
自立支援医療	更生医療	身体障害を軽減するための医療行為に対する費用の一部が支給されます。	医療機関、対象障害に制限があります。また受給要件、所得制限、自己負担があります。詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。
	育成医療	身体に障害のある児童の障害を軽減するための医療行為に対する費用の一部が支給されます。	
	精神通院医療	精神障害およびその精神障害が原因の病気の治療のための通院医療費が一部支給されます。	
障害福祉サービス	介護給付	日常生活における介護の支援で、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、生活介護ほか、様々なサービスがあります。	サービスの利用には事前の調査等が必要です。また自己負担があります。サービスの詳細等、詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。
	訓練等給付	自立した生活や就労を目指す人への支援で、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）のサービスがあります。	
その他のサービス	補装具の交付	身体障害者手帳に記載されている障害、難病等による生活の困難を補うための用具の交付、修理にかかる費用を支給します。 用具の種類：盲人安全杖、補聴器、車いす、装具、座位保持装置等	給付要件、対象障害に制限があり、購入前に申請が必要となります。また、所得制限・自己負担があります。サービスの詳細等、詳しくは障害福祉課へお問い合わせください。
	日常生活用具の給付	重度の障害のある人または難病の人の日常生活の便宜を図るため、障害の内容に応じた用具を給付します。 用具の種類：特殊寝台、入浴補助用具、ストマ用装具、携帯用会話補助装置等	

—福祉—

〈生活保護・生活困窮〉

健康福祉政策課

電話：077-582-1123

FAX：077-582-1138

	内 容	備 考
生活保護	生活に困窮するすべての国民に対し、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として行われるものです。	詳しくは健康福祉政策課へお問い合わせください。
民生委員・児童委員	生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障害者世帯への見守り訪問や赤ちゃん訪問活動等を行います。お近くの民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。	地域担当の民生委員・児童委員については健康福祉政策課へお問い合わせください。

生活支援相談課

電話：077-582-1161

FAX：077-582-1138

	内 容	備 考	
生活困窮者 自立支援制度	自立相談支援	生活上の問題や悩みについて、相談者と一緒に支援プランを作成し、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	生活や就労、経済面等、暮らしの中のいろいろな心配事について、相談を通じて自立までの支援を行います。詳しくは生活支援相談課へお問い合わせください。
	就労支援	ハローワークと連携して、求職活動をサポートします。	
	就労準備支援	就労に不安を抱えている方に、就労に向けた基礎能力（生活習慣やコミュニケーション）を養いつつ、就労に向けた準備や訓練等を行います。	
	家計改善支援	家計に問題を抱える方に対し、家計収支の適正化や、生活の再建を図ります。	
	子どもの学習・生活支援	生活困窮家庭の子どもに対する学習および生活支援を行います。 ※一定の要件を満たしている人が対象	
	住居確保給付金	離職等によって住居を失った方または失うおそれがある方に対し、一定期間家賃相当額を給付します。 ※一定の要件を満たしている人が対象	
	ひきこもり支援	一人ひとりの悩みや状態をしっかりと聞きし、自立に向けて一緒に考えていきます。	

—子育て・教育—

こども家庭相談課

電話：077-582-1137
FAX：077-582-1138

	内 容	備 考
児童手当・特例給付	<p>中学校終了時までの児童を養育されている人に支給される手当です。</p> <p>申請は誕生日等の翌日から数えて15日以内に申請してください。</p> <p>※公務員は、所属庁からの支給となる場合がありますので、勤務先へご確認ください。</p>	<p>受給には申請が必要です。</p> <p>申請時の必要書類や受給要件等、詳しくはこども家庭相談課へお問い合わせください。</p>
児童扶養手当	<p>離婚などによりひとり親となった家庭の親、または親にかわってその児童を養育している方、あるいは、父または母が身体等に重度の障害がある家庭の親に対して支給される手当です。</p>	

子育て応援室

電話：077-582-1159
FAX：077-582-1138

	内 容
家庭児童相談	<p>家庭における育児や18歳までの子どもに関する、子育てや子どもとの関わり方などの悩みごとなどさまざまな相談をお受けしています。</p>
こんにちは赤ちゃん訪問	<p>地域の民生委員・児童委員が、生後3か月と1歳を迎えられたお子さんを対象に訪問し、「おめでとう」の気持ちとともに、子育て情報の提供とお子さんの様子をお伺いします（事前に上記電話番号以外（民生委員・児童委員の電話）から訪問の日程調整の連絡をいたします）。</p> <p>お子さんの成長や育児のことで気になることがありましたら、民生委員・児童委員へお知らせください。</p>

保育幼稚園課

電話：077-582-1129
FAX：077-582-1138

	入所・入園申込みの受付について	備 考
保育園	<p>新年度4月入所の申込受付は、毎年9月～10月ごろに行います。（広報もりやま、市ホームページ等に掲載）</p> <p>年度途中の入所申込受付は入所希望日の3ヶ月前から前々月の月末までとなります。</p>	<p>申込み時の必要書類等、詳しくは保育幼稚園課にお問い合わせください。</p>
幼稚園	<p>新年度4月入園の申込受付は、毎年9月～10月ごろに行います。（広報もりやま、市ホームページ等に掲載）上記募集期間締切り後に申込みがあった時は、定員に余裕がある場合のみ、順次受け付けます。</p>	

一子育て・教育一

学校教育課

電話：077-582-1141
FAX：077-582-9441

	内 容	備 考
転校の手続き	在籍していた学校に転校の届出をすると転校に必要な書類（在籍証明書、教科書給与証明書）が発行されますので、新しく転校される学校へ提出してください。	詳しくは学校教育課へお問い合わせください。
就学援助	小・中学校に在学する児童・生徒のいる家庭で経済的に困りの保護者に対して、就学援助費（学用品費、通学用品費、学校給食費等）を給付します。	
育英奨学金	市内在住で、高等学校や大学等に入学しようとする人または在学中で、経済的な理由から、学費の支払いが困難と認められる人に対し貸与されるものです。	

こども政策課

電話：077-584-5925
FAX：077-582-1138

	内 容	備 考
児童クラブ	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るための施設です。市内18か所で実施しています。	詳しくはこども政策課へお問い合わせください。

発達支援課

電話：077-582-1158
FAX：077-581-1628

	内 容	備 考
発達支援	発達上の支援を必要とする人やそのご家族の相談に応じます。乳幼児期から、就園・就学期、卒業後の就労期まで、専門職員が発達支援に関わるさまざまな相談、指導を行い、関係機関との連携を図ります。	詳しくは発達支援課へお問い合わせください。
児童発達支援センター	児童発達支援事業あゆっ子教室、保育所等訪問支援事業あゆっ子教室、児童相談支援事業ほけっと等を実施しています。その他、親子療育教室、ことばの教室等も開催しています。	

一子育て・教育一

母子保健課

電話：077-583-0898

FAX：077-581-1628

※FAX：令和5年8月14日以降は582-1138に変更

	内 容	備 考
母子健康手帳・妊婦健康診査受診券の交付 (ネウボロ面接)	母子健康手帳は、妊娠期から学童期までの母と子の健康記録となります。母子健康手帳の交付時には、お母さんの心身の状況や家庭状況についてお話を聞きし、お子さまの健やかな成長と今後の育児を支えることができるよう、保健師・助産師がお母さんのためのサポートプランを提案します。 また、妊婦健康診査等受診券も併せてお渡しします。	詳しくは、すこやかセンターだよりをご覧くださいか、母子保健課までお問合せください。
乳幼児健康診査	お子さまの健やかな成長・発達を見守るために乳幼児健康診査を行っています。4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診があります。	
出産・子育て 応援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施しています。 ・出産応援給付金：妊婦一人あたり5万円 ネウボロ面接（妊娠届出時の面談）を受けた後に申請 ・子育て応援給付金：こども一人あたり5万円 新生児訪問等後に申請 ※いずれの申請も面接等の際に案内します。	

新生児訪問について

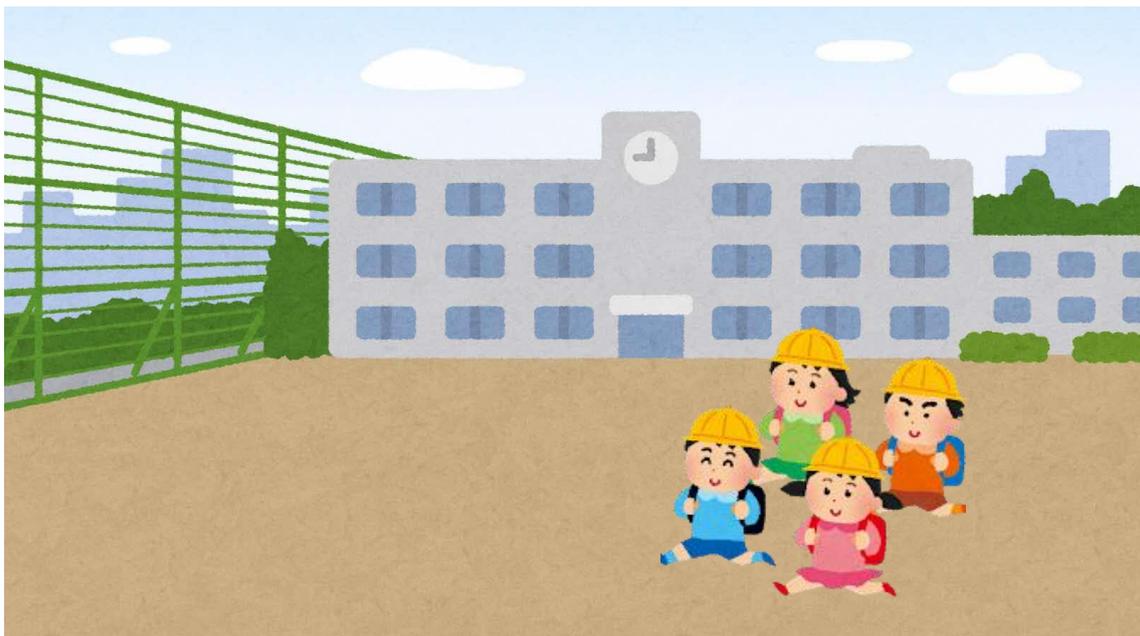
赤ちゃんがお生まれになったら、母子健康手帳別冊に添付している新生児訪問依頼書（はがき）を送付ください。お電話でもお申込みできます。（市外・県外へ里帰りをされている方は、里帰り先でも新生児訪問を受けることができますので、母子保健課までご相談ください。



—子育て・教育—

市内小学校・中学校一覧

学校区分	学校名	所在地	電話番号(077)
小学校	守山小学校	勝部一丁目13番1号	582-2424
	物部小学校	二町町252番地	583-9595
	吉身小学校	吉身三丁目2番26号	583-2386
	立入が丘小学校	立入町222番地	581-0081
	小津小学校	欲賀町853番地	585-0138
	玉津小学校	赤野井町9番地1	585-0008
	河西小学校	小島町1843番地	582-2174
	速野小学校	木浜町112番地	585-1014
	中洲小学校	幸津川町1406番地	585-2040
中学校	守山南中学校	古高町357番地	583-5900
	守山中学校	石田町350番地	585-0321
	守山北中学校	荒見町235番地	585-3851
	明富中学校	水保町3045番地1	585-7262



—市税—

税務課 電話：077-582-1115
FAX：077-583-9738

【課税について】

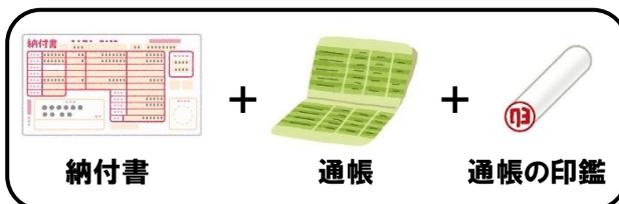
納税課 電話：077-582-1118
FAX：077-583-9738

【納付について】

	内 容	備 考
市県民税	その年の1月1日時点で守山市に住所があり、前年に所得があった人および守山市に住所がなく、市内に家屋や店舗等を所有している人。	詳しくは、税務課 市民税係にお問い合わせください。
国民健康保険税	国民健康保険に加入している人（納税義務者は加入世帯の世帯主となります）。	
軽自動車税	その年の4月1日時点で守山市に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車等の登録がある人。	
固定資産税	その年の1月1日時点で守山市に土地、家屋、償却資産を所有している人。	詳しくは、税務課 資産税係にお問い合わせください。
都市計画税	その年の1月1日時点で守山市の市街化区域内に土地・家屋を所有している人。	

		必要書類等	その他
証明書の発行	所得・課税（非課税）証明書	本人確認書類 （同一世帯員以外の請求は委任状が必要です。）	市民課、支所（速野・中洲支所 P2参照）で交付申請を行ってください。
	固定資産の評価・公課・記載事項証明書		
	納税・完納証明書		
	軽自動車税（車検用）納税証明書	標識番号（車両ナンバー）のわかるもの	納税課、支所（速野・中洲支所 P2参照）で交付申請を行ってください。

手続き簡単！ 納め忘れなしの口座振替をおすすめします



を持って、市内の金融機関まで

※口座振替日は各期の納期限日となります。

—健康—

すこやか生活課

電話：077-581-0201
FAX：077-581-1628

※FAX：令和5年8月14日以降は582-1138に変更

	内容	備考
がん検診	守山市では、胃・肺・子宮頸部・乳・大腸の5つのがん検診を受診することができます。 がん検診はがんの早期発見に有効といわれています。無症状でも定期的に検診を受診することが大切です。	詳しくは、すこやかセンターだよりをご覧くださいか、すこやか生活課までお問合せください。
健康診査	守山市では39歳以下健診、特定健康診査、75歳以上健診を実施しています。 近年、生活習慣病になる人が増加しています。健診で自身の健康状態を把握することで生活習慣病の予防や早期発見につながります。	
すこやか 歯科健診	口腔疾患を予防し、いつまでも健康で丈夫な歯を保つために、定期的に歯科健診を受けましょう。	
各種予防接種	予防接種について詳しくは、すこやかセンターだよりをご覧くださいか、すこやか生活課までお問い合わせください。	

保健師—口コミ

健康診査や検診はただ受けるだけでは意味がありません。健診（結果）を振り返り、自分の健康状態を把握し改善・治療することが大切です。守山市では健診結果の見方や生活習慣のポイントなど健康に関する相談を保健師や栄養士がお受けします。
お気軽にすこやか生活課までご連絡ください。

栄養士—口コミ

糖尿病や高血圧症などの生活習慣病の予防には、食事と運動といった、毎日の積み重ねがとても大切です。

主食・主菜・副菜を揃えた食事を規則正しく食べるなど、生涯を通じて健康的な食生活を実践するために、小さい時から「食」についての教育や習慣付けを行いましょう。

特に、現代人は野菜不足・塩分の取り過ぎの傾向があります。野菜のおかずを毎食取り入れることや、薄味にすること等を家族みんなで心がけましょう。

—各種相談窓口—

相談項目	相談内容	相談日・時間	相談場所	お問い合わせ先 電話（077）
市民相談	暮らしの中の困りごとや 悩みごと	月～金曜日 8:30～17:15 （休日等を除く）	生活支援相談課	生活支援相談課 582-1161
消費生活相談 多重債務相談	消費生活の苦情やトラブル	月～金曜日 9:00～16:00 （休日等を除く）	消費生活センター （生活支援相談課内）	生活支援相談課 582-1146
行政相談	国の事務に対する要望や意見、 苦情	毎月第2火曜日、第4金曜日 9:30～12:00 （休日等の場合は次の日）	市役所相談室	市民協働課 582-1148
人権相談	差別や隣人間・家庭内のもめごと、 人権侵害	毎月第1・3木曜日 9:00～12:00 （休日等を除く）	令和5年8月まで：エル センター2階学習室 令和5年9月より： 市役所3階相談室 ※詳しくは人権政策課 までお問い合わせください。	人権政策課 582-1116
女性・男性の 悩み相談	夫婦、家庭関係、こころの健康、 セクシュアル・ハラスメント、 DV（ドメスティック・バイオレン ス）等	〈女性の悩み〉 毎月第2金曜日、第4日曜日 9:00～12:00（予約制）	第2金曜日：吉身会館 第4日曜日：地域総合 センター	
		〈男性の悩み〉 毎月第3土曜日 9:00～12:00（予約制）	地域総合センター	
家庭児童相談・ 児童虐待相談	家庭における育児や子どもに 関すること、児童虐待等	月～金曜日	子育て応援室 （こども家庭相談課内）	子育て応援室 582-1159
ひとり親家庭相談	母子・父子家庭における悩み （就労、家事、育児、経済的問 題、離婚等）の相談	8:30～17:15 （休日等を除く）	こども家庭相談課	こども家庭相談課 582-1137
DV相談	配偶者からの暴力等			

—各種相談窓口—

相談項目	相談内容	相談日・時間	相談場所	お問い合わせ先 電話（０７７）
子育て相談	子育て	各相談場所へお問い合わせください。	ほほえみセンター 地域子育て支援センター 各保育園、幼稚園、 こども園	ほほえみセンター ５１４－３９６０ 地域子育て支援センター ５８３－５４６０ 各保育園、幼稚園、こども園
発達相談	心身に発達の遅れや偏りが心配される子どもの発達相談（必要に応じて発達検査を実施）	月～金曜日 8:30～17:15 （休日等除く） （予約制）	発達支援センター （すこやかセンター内）	発達支援課 ５８２－１１５８
教育相談	不登校や子育て	月～金曜日 9:00～17:00 （休日等除く）	教育研究所 （エルセンター３階）	教育研究所 ５８３－４２３７
少年に関する相談	非行等子どもの問題、就学・就労	月～金曜日 8:30～17:15 （休日等除く）	守山野洲少年センター （商工会館３階）	守山野洲少年センター あすくる守山野洲 ５８３－７４７４
就労困難者等の 就労相談	就労安定推進員による就労相談	月・火・水・金曜日 8:30～17:15 （休日等除く）	生活支援相談課 （市役所１階） ５８２－１１６１	商工観光課 ５８２－１１３１
		木曜日 9:00～17:15 （休日等除く）	地域総合センター ５８５－４８２２	
若者しごと悩み相談	早期就労を目的とした臨床心理士によるカウンセリング	毎月第３火曜日 13:00～16:00 （休日等除く） （予約制）	市役所相談室	
職業について相談等 （ふるさとハローワーク）	職業相談、職業紹介、求人情報検索（パソコン３台）	月～金曜日 9:30～17:00 （休日等除く）	ジョブプラザ守山 （駅前セルバ守山２階）	ジョブプラザ守山 ５８３－８７３９



MORIYAMA MAP